

日蓮正宗では、子供の時、親の意志で御授戒を受けた者は、大人になつて信心をする、心が無く、謗法の心を持つていても、信心を貫いて亡くなつた親の葬儀や、法事の願主になれ、僧侶は、その者の御供養を受ける事が出来ると、法門が変質している事の間違い。

廣田頼道

小僧としての修業時代、何軒かのお寺へ在勤し、何軒かのお寺へ短期の手伝いに行つた。その先々の在勤した御寺の住職も先輩も、手伝いで何日か御世話になつた住職も、共通して言う事には、

「御授戒を受けている人は、法事や葬式の願主になれ、御供養をする事が出来るけれども御授戒を受けていない人の御供養は受ける事ができないから、法事や葬式の願主になる事は出来ない。」

というものだった。

しかし、一方で、こういう住職・先輩もいた。

信心を退転したいという人が、御本尊に御供養を添えて受付に持つて来た。その住職は御本尊と御供養を受け取った。私は、

「何故、御供養を受け取るんですか。」

と聞くと、

「あの人も、御授戒を受けて今迄信心をして来て、御本尊様に御世話になりましたという御礼の意味だから受け取つても良いんだ。」

と言う。私は、信心から退転する人からの供養は謗法の供養だから受け取つてはいけないんじゃないのですかと主張し、私は、住職になつて、今に至るまで一貫して受けていない。

又、亡くなつた親は信心を貫き息を引き取つた。

遺児は幼児の時、この親と一緒に御授戒を受けたけれど、親が亡くなつて、葬儀の時も七日毎の法事の時も念珠を掛ける事も、手を合わせる事も、御経、御題目を唱える事もしなかつた。実家の仏壇を処分し、親が信仰していた御本尊は御寺へ返納した。自分の家に仏壇もなく、勿論御本尊は安置されていない。しかし、親がやつていた信心だからと言つて親

の法事は依頼に来る。住職は、この事を知つていて、求めるがまま法事を受け付ける。私が、状態を伝えると、

「うちで断つたら、謗法で法事をするようになり、完全に信心の縁が切れてしまう。亡くなつた人が信心していたんだし、彼も赤ちゃんの時に御授戒を受けたんだから、法事の願主になる資格がある。御供養を受けても謗法にならない。」

という返事だつた。もちろん当人に、期限を切つて、「いつまでもこういう風に行う事は出来ない。信心するか、しないかを明確にしないさい。信心していない者の供養は受けられないから。」

と言う事は、終ぞ聞かれなかつた。また、法事を申し込まれて出掛けていったら、創価学会の御本尊だつたので、カバンに入れていた御本尊に掛け替えて法事をした。つまり、事前に寺院に所属していない人間であることを知つた上で、且つ、どう思うかで信心をしているのか話し合ひも、確認もしないで法事を受ける。しかし、万が一のことを考えて、通常あり得ない、カバンに御本尊を入れて行く。それも信心の縁だからと当然のように言

う。

又、「確か30年前この寺で御授戒を受けた。創価学会もやってないけど、親が亡くなったので葬式をしてくれ。」と頼みに来た。古い御授戒の記録を見たら、確かに御授戒を受けているので、葬式をした。

こういった御授戒さえ受けていれば信仰者と判断するという考え方は、誰がというよりも、日蓮正宗全体に蔓延し常識の方程式になっているのであります。じゃあ「謗法嚴戒」は、佐藤栄作が非核三原則を理由に希代の詐欺師としてノーベル平和賞を受け取ったように、絵に描いた餅、謗法も正法も、どのようにも解釈できることになってしまい、謗法嚴戒の線引きは無い事になってしまうのであります。今ここでは、日蓮正宗で常識になってしまっている、この考え方が、はたして日蓮大聖人の教えに存在し、叶っているのかどうかを、以下考え、述べてみたいと思う次第であります。

一、日蓮大聖人の、正法と謗法の基準とは

結論から言えば、法華経にも日蓮大聖人の示され

た御書の中にも、片句たりとも御授戒を受けていれば、その者の供養を受けて良いというような、御授戒の有無を基準とするような類の教示は無いのであります。

では、何が要とする基準かと言えば「信」「不信」であります。

私は、米語を喋る能力も努力も無いのに、縁あって30年余り、創価学会に裏切られ、大石寺に裏切られた米国の人々に「日蓮大聖人の仏法とは何なのか」を勉強しながら伝えている。

米国の人々は、日本の人々よりも子供のような疑問をストレートにぶつけてくる。私はそのことに新鮮な刺激を受け、今迄自分の理解していると思いついていた概念が次々に打ち碎かれ、研鑽の未熟さが暴かれる為、自分の栄養となり、励みとして来た。

米国へ行くようになった当初の頃、座談会の中で、私は一人の婦人の方に、

「貴女の家の信仰は何ですか？」

と、尋ねた時、その方は、

「私の信仰はありますが、家の信仰はありません。」

私は日蓮大聖人の信仰をしたいと思つて、現在創価学会への不審で悩んでいます。主人はユダヤ教、長男はカソリック、次男はどの宗教も金儲けが目的で信用出来ないという無宗教です。家族に日蓮大聖人の教えを話す事は出来ませんが、強要は出来ません。反対に強要される事ありません。反対したり邪魔をしたりもなく、手が空いていれば私の信心に協力して送迎してくれます。しかし、私の信仰には口を出さないでという、暗黙の了解で成り立っています。」と話された。私はショックだった。私の頭の中に日本人として培われ、強固に当然と根を下ろしている、先祖代々の家の宗旨という概念は何の意味も無いものだと自覚せざるを得ないと感じた瞬間だった。

私の家は真言宗。

私の家は禅宗。

私の家は念仏宗。

と同様に、

私の家は大石寺。

私の家は創価学会。

という風に、その家に入ったからには、その家の宗

旨になるもの、なつたものとして考える「所属信仰」が日本では当たり前と考へて来たけれども、屋根や壁が手を合わせて御題目を唱えるのではなく、一人一人の生命、心が信仰するのであるという極めて当たり前の事に目覚めた。信心は個人の問題、個人の瞬間瞬間転変する心の有様である。

「所属信仰」は、そこに所属していれば、自分は謗法を犯し、不信を抱いていても、その信仰をしている事になってしまふ個人の存在と心を無視し黙殺して行く不思議さと、恐ろしさを持つています。

創価学会に所属している。

すると、自分が何百万人の学会員の行動力を持つているような気持ちになる。国家に対して、公明党という政党の力、国家権力を持つているような気持ちになる。自分が勤行していなくても、他の学会員が勤行をしていれば、自分もしているような気持ちになり、自分が間違つたことをしていても、学会員が唱える御題目で、チャラにして、なお正当化される様な、誠に虫の良い屁理屈が「所属信仰」感覚の

中で醸成されていくのであります。群れる安心程、個人の責任や罪の感覚をマヒさせる害毒を持ったものではないのであります。これは創価学会だけのことでなく真言宗でも禅宗でも念仏宗でも大石寺でも社会の団体でも親方日の丸、虎の威を借りるキツネの権勢を傘に着的妄想が、まかり通ってしまうのであります。

これらの考え方は、群れようとする人間が持つている性であつて、日蓮大聖人の教えの中には、このような所属信仰の感覚は存在しないのであります。信仰は個々人の問題であります。自分が信・行・学・折伏をしているか否か、グループの人間がどれほど実行しているか否か、自分がやっているか否かしか無いのであります。

昔からの家父長制度、一族制度を基にして作られた、江戸時代の檀家制度に私達の頭は犯され、「所属信仰」こそが信仰と安閑に考えるようになってしまったのであります。

「信」「不信」に関係なく、御授戒を受けているか否かの判断基準も「所属信仰」そのままの恐ろしさの範疇に存在しているのであります。

二、法華経に説かれる「信」

法華経に於いても、御授戒を受けたか否か、出家か在家か、信仰の年数、先輩後輩、資格試験合格不不合格的な免許制の成仏、不成仏の教示は無く、只「信」の重要性に淘汰されることを示されているのであります。

以下その確認として、関連する法華経の金言を挙げたいと思う。

法華経の開経である無量義経の「説法品第二」(開結八十八頁)に

佛眼を以て一切の諸法を観ずるに、宣説すべからず。所以は如何諸の衆生の性欲不同なることを知り。性欲不同なれば種種の法を説き。種種の法を説くこと方便力を以てす。四十余年には、未だ真実を顕さず。是の故に衆生の得道差別して疾く無上菩提を成ずることを得ず。

と示され、四十余年、自ら説いてきた爾前の教えを自ら破折し、不得道の教えと示し、これから説く法

華經こそが真実（成仏出来る）の教えであると明言されました。

しかし、実際には法華經の方便品第二に於いて、五千人の増上慢の衆生が退去してから、本格的に法華經の教えの構成目的がただ成仏ではなく、もっと深く成仏とは何なのかとの、三世十方一切の諸仏の願目であり、八萬四千の全ての經典の要である法華經が命題とする核心の内容へと向かつていくのであります。

さて、その五千人の増上慢の衆生の退出の前の、十如是の前には、

唯佛與佛乃能究盡諸法実相（開結一五四頁）

と示され、「信」との直接的表現ではありませんが、知識、智恵を超えた、ただ佛と佛の境界を求めようとする志しを持った者のみが、たった今その瞬間に能く諸法の実相を究め尽くすことしか出来ない法である。と「信」の必要・重要性を明示され、「世雄偈」に入っては、この事を具体的に

信力堅固者（開結一五六頁）

信力の強い者は諸法の実相を得る事が出来ます。

甚深微妙法 我今已具得 唯我知是相

十方佛亦然

（中略）

於佛所說法 當生大信力（開結一五八頁）

甚深微妙の法（妙法蓮華經）を我今已に具え得たり、唯我是の相を知れり十方の佛も亦然なり（中略）佛の説法に縁して、まさに大信力を生じなさい。

この様に「信」の大切さを示し乍ら、舍利弗を代表として、「三止三請」の場面を示し、佛から与えられて来た法から、自分達が求める法、佛と自分達の思いが一致する「信」の法へと転換させ。

五千人の増上慢退去の時にも、佛は、

世尊默然として制止したまわず。

の態度を取り、制止したり、説得したりしなかつたのであります。つまり、師弟の關係や、成仏へ繋ぐものは「信」しかないという事を身を持って示したのであります。

この後に佛は、自分は何故この世に生まれてこなければならなかつたのか、どうしても生まれて来る必要があつたという、

一大事因縁

と説き、その理由を

開・示・悟・入

と示すのであります。

つまり、一切衆生を自分（佛）と同じ様に、どうしても成仏して貰いたい。一切衆生に自分達の生命の本質に具わる、尊い佛の生命に目覚めて貰いたい。

○煩惱の迷いの扉を「開」き

○南無妙法蓮華經の仏性を「示」し

○南無妙法蓮華經の生命を「悟」らせ
○南無妙法蓮華經の信心修行の道に「入」らしめる為に。

自分（佛）はこの国土に生まれてこなければならなかつたという事を「一大事因縁」として三回強調して繰り返すのであります。

佛が、この事の為に生まれてこなければならなかつた。衆生にこの事を伝える為に、佛にならなければならなかつた。という事は、衆生の信仰の目的観、価値観とは、病気が治る、お金が儲かる、悩みが無くなる等々の現世利益であつてはいけないのであり、佛の思いと衆生の思いが一致する「信」が最重要に求められるのが法華經なのであります。

壽量品第十六の

一心欲見佛 不自惜身命（開結五〇七頁）

每自作是念 以我令衆生 得入無上道

速成就佛身（開結五一〇頁）

は、「信」の語を用いてないものの衆生からのみが

「信」ではなく、佛から衆生に対しても「信」を抱き、求める。極言と言える内容であります。

又、法華経の中には、法師品第十に（開結三八三頁）

妙法蓮華経の一偈一句を聞いて、乃至一念も随喜せん者には、我皆記を与え授く。当に阿耨多羅三藐三菩提を得べし。

若し復人有つて、妙法華経の、乃至一偈を受持、読誦し、解説、書写し、此の経巻に於いて、敬い視ること佛の如くして（中略）是の諸人等は、已に會て、十萬億の佛を供養し、諸仏の所に於いて、大願を成就して、衆生を愍むが故に、此の人間に生ずるなり。

と示される、「五種法師」の修行にしても、受持（信）が要となるのであります。

又、分別功德品第十七（開結五一七頁）の

在世の弟子に対する四信

一念信解
略解言趣

広為他說

深信觀成

滅後の五品

初随喜品

読誦品

説法品

兼行六度品

正行六度品

双方に、一念信解、初随喜品の信が要として示されているのであります。

又、随喜功德品第十八（開結五三二頁）の

五十展転随喜の功德

も自行化他の信心を四十九人展転し、五十人目は自行だけの信仰であつても、その妙法の功德には何の

遜色も無いことを示されているのであります。つまり妙法によつて成就する一切衆生成仏の功德は平等であることを示されているのであります。

信は受持・随喜・歡喜であります。自分の願いが叶つたというような随喜・歡喜でなく、眞実の妙法を信じ受持することが出来る喜びを示しているのであります。

この章の最期にあつて、論の中では直接触れませんでした。法華經の他の信に関する經文を挙げておきたいと思ひます。

譬喩品第三（開結二二九頁）

汝舍利弗、尚此の經に於ては、信を以て入ることを得たり。況んや餘の聲聞も、佛語を信するが故に、此の經を隨順す、己が智分に非ず。

法師品第十（開結三九二頁）

其れ衆生の仏道を求むる者あつて、是の法華經を若しは見、若しは聞き、聞き已つて信解し、受持せば、當に知るべし、是の人は阿耨多羅三藐三菩

提に近づくことを得たり。

分別功德品第十七（開結五二三頁）

如來の滅後に若し是の經を聞いて毀譽せず、隨喜の心を起さん、當に知るべし、己に深信解の相となづく、何に況や、之を讀誦し受持せん者をや。斯の人は則ち為れ如來を頂戴したてまつるなり。

常不輕菩薩品第二十（開結五六七頁）

我深く汝等を敬う敢えて輕慢せず、所以は如何汝等菩薩の道を行じて當に作仏することを得べしと。

（開結五七六頁）

是の如き經を聞いて疑惑を生ずること勿れ、當に一心に広く此の經を説くべし、世世に佛に値いたてまつりて疾く仏道を成ぜん。

如來神力品第二十一（開結五八四頁）

我が滅度の後に於いて斯の經を受持すべし、是の人の佛道に於いて決定して疑い有ること無けん。

葉王菩薩本事品第二十三（開結六〇一頁）

一切の如來の所説、若しは菩薩の所説、若しは聲聞の所説、諸の經法の中に最も為れ第一なり、能く是の經典を受持することあらん者も亦復是の如し、一切衆生の中に於て亦是れ第一なり。

佛説觀普賢菩薩行法經（開結六八八頁）

此の大乗經典（法華經）は諸仏の宝藏なり。十方三世の諸仏の眼目なり。三世の諸の如來を出生する種なり。此の經を持つ者は、即ち仏身を持ち、即ち佛事を行ずるなり。当に知るべし、是の人は即ち是れ諸仏の所使なり。

釈尊在世を中心に説かれた迹門（開經並びに十四品迄）も、滅後を中心に説かれた本門（十五〜二十八並びに結經）においても、法華經は徹頭徹尾「信」を絶対条件にした教えなのであります。

「信」無くして法華經無し、なのであります。

三、御書に見る「信」

日蓮大聖人は法華經を依經とし、文上を踏まえ、

文底に至る第三の法門をたてられているのでありますから、「法華經」が「信」を大前提に説かれてある以上、当然、日蓮大聖人の明示された法門も「信」を大前提に説かれていると容易に考えられますが、屋上屋を架す愚も、大切な確認として見定めておきたいと思ひます。

日蓮大聖人の生涯は「立正安国論」に始まり「立正安国論」に終わると決まり文句の標語の様に称されますが、文応元年に幕府に提出してより、法華經の行者として法難の日々が始まり、弘安五年十月身延より池上に至り、「立正安国論」の講義を入滅まで続けた情景により、そのように表現すると勘違いを犯している者がいるけれども、法華經の行者として、信を根本に、行・学・折伏を貫き通した生涯、成仏の姿を表し、未來の門弟も斯く有つて貰いたいと託された表現が、立正安国論に始まり立正安国論に終わると言う表現であると受け止めなければいけないのであります。暴力、権力を使つても強制して信仰させるといふものでなく、「汝」という一人称の心に、信を呼びかけ、真心からの信心を求めているのであります。

その証しに、

「立正安国論」

汝早く信仰の寸心を改めて速に実乗の一善に帰せよ、然れば則ち三界は皆仏国なり仏国其れ衰んや

(全32 p)

唯我が信ずるのみに非ず又他の誤りをも誠めんのみ (全33 p)

の、「唯我が信ずるのみに非ず……」の、自分だけではないけない。法華経を森羅万象に流布・継承して行く一人、一人の大事さを示しているのであります。

「開目抄」

諸経は智者、猶仏にならず此の経は愚人も仏因を種べし不求解脱、解脱自至と云云、我並びに我が弟子諸難ありとも疑う心なくば自然に仏界にいたるべし (全234 p)

諸天が捨て給うても、法華経の行者として生きる。守護される事を主にするのでなく、法華経の行者と

して成仏する事こそ主である事を明示されるのであります。

「観心本尊抄」

一念三千を識らざる者には、仏大慈悲を起し五字の内に此の珠を裹み末代幼稚の頸に懸けさしめ給う (全254 p)

表現は「頸に懸けさしめ給う」ですが、凡夫は自分の生命に元来具わる仏性を自から自覚する事が出来ない。この事に対して、このような表現をし、下種・結縁を分かり易く示しているのであります。つまり、自分の生命に具わっている仏の生命に気付くと訴えているのであります。

「観心本尊抄送状」

仏滅後二千二百二十余年未だ此の書の心有らず、国難を顧みず五五百歳を期して之を演説す乞い願くば一見を歴來の輩は師弟共に靈山浄土に詣で三仏の顔貌を拝見したてまつらん (全255 p)

仏の目的、願いは一切衆生成仏ですから、自分だけ仏になつても出世の本懐とは言えないのであります。「観心本尊抄」で本尊の意味を明かされたけれども、未だ、師弟一箇の所に本尊を建立する時に至つていなかつた為に「未だ此の書の心有らず」と示されるのであります。「此の書の心」は「予は二十七年なり」の熱原法難に師弟一箇を感得された瞬間こそが出世の本懐という宗旨なのであります。ここに一切衆生成仏の確信を得、師弟一箇の一大事因縁が結実されるのであります。

「撰時抄」

彼の天台の座主よりも南無妙法蓮華經を唱うる癡人とはなるべし(全260p)

されば我が弟子等心みに法華經のごとく身命もおしまず修行してこの度仏法を心みよ、南無妙法蓮華經南無妙法蓮華經(全291p)

法華經を一切經の頂にありと申すが法華經の行者にてあるべきか(全292p)

身分も修行の年月も地位肩書きも、法華經の行者

として生きる「信」の前には何の意味もないことを喝破された言葉であります。「天も捨て給え」と同様、何も考えず法華經の通り修行してみろ、試してみろ、文章の途中にもかかわらず南無妙法蓮華經南無妙法蓮華經と示し、このために此の世に生まれて来たとして示してあるのであります。

「四信五品抄」

檀戒等の五度を制止して一向に南無妙法蓮華經と称せしむるを一念信解初随喜の気分と為すなり是則ち此の經の本意なり(全340p)

問う何が故ぞ題目に万法を含むや、答う章安の云く「蓋し序王とは經の玄意を叙す玄意は文の心を述す文の心は迹本に過ぎたるは莫し」妙樂の云く「法華の文心を出して諸經の所以を弁ず」云云濁水心無けれども月を得て自ら清めり草木雨を得て豈覺あつて花さくならんや妙法蓮華經の五字は經文に非ず其の義に非ず唯一部の意なるのみ、初心の行者其の心を知らざれども而も之を行ずるに自然に意に当たるなり。(全342p)

「信」は理性で構築理解するものではなく、本性に感得するものである。仏性が具わっているという妙法蓮華經の法を「信」じるか否か、しか無い事を究めて示されているのであります。

四、「遺戒置文」と「日有師化儀抄」に見る「信」

「遺戒置文」は日蓮大聖人の大難と共に同じ時間を経験し、常随給仕の時を送られた日興上人が晩年、三十五年間に亘る重須での龍象育成の中で熟成し遺した誠めと、未来へ伝える法門の中樞が現実の信仰の生活感を示した症例も通して示されている為、日蓮大聖人の教えそのものであり、時代に翻弄されていない純粹に凝縮された教えであります。「日有師化儀抄」に示されている内容も「遺戒置文」の継承と時代の流れの中でより具体的に鮮明に事例を挙げて、基幹となる法門から日常の法事や供養のあり方に至る、箸の上げ下ろしまでと考える点にまで内容が至っている。日有上人の時代迄は、法門が時代に翻弄されていないし、又翻弄されない様な努力がされていたことが分かる。一例を挙げるならば、現代の大石寺を駄目にしてしまっている、「戒壇本尊絶

対」「貫主本仏論」は「遺戒置文」は勿論の事、「日有師化儀抄」にもまったく存在しないのであります。今ここでは、日蓮大聖人滅後、基幹となる法門から日常の御信者の事細かな儀礼の類に至るまで、僧俗の垣根無く示された、この二本を柱にして、日蓮正宗は「信」をどのように捉えているのか、近年の組織・団体・時代・個々の都合の良い玉虫色の利用解釈にならない基本線を浮き上げらせ明確にしたいと思えます。

「遺誠置文」

一、謗法と同座すべからず与同罪を恐るべき事。

(学林教科書15p)

謗法を折伏する宗でありながら謗法と同座すれば、謗法を認めることになるから与同罪を蒙るのである。同座は禁物である。

世間には付経と云うこともあるが、之れも謗法と同座の内に入るから慎むべきである。

信仰の場面で謗法の信仰を信念とする者と同座す

れば、必ず同信と勘違いされることは当然でありま
す。

世間の人々は、クリスマスでもお祭りでも日本の
文化、風物で、楽しければ良いんだ。誰も何も信じ
てやっているんじゃない。触れ合い、地域友好なん
だから謗法ではないんだと言います。創価学会も同
様の理論で祭に積極的に参加し、御輿まで担いでい
る始末であります。それらの行事が、どういう教え
を起因にして何の為に行われているのかを考えた時、
脳天気ではしゃいでいるわけにはいかないし、正法
と邪法の線引きをし、こだわりを持ち、その事を指
摘しなければ、同族、同意、賛成、協力と理解され
謗法に荷担することであり、自分自身で成仏の道を
塞ぎニコニコ嬉しそうに地獄に行くことになります。

一、謗法の供養を請くべからざる事。

謗法の施を受けることは同じ与同罪である。本宗
に賽銭箱を置かないのは此の金言を守るが故であ
る。しかし世間一般を通じて見るときに恩田・悲
田の違はあるが、あくまで直接に謗法の施を受け、

謗法に施すことは慎まなければならない。

(学林教科書15p)

謗法の施を受けて生活しながら、あなたがたの信
仰は間違っていると折伏し訴えても、それは啞然と
され笑われるだけで、何の説得力もありません。成
仏出来る唯一の法を實行し折伏し、信仰の純粹性を
保ち守る為に謗法の施を受けないのであります。日
蓮大聖人がそう決めているから守らなければいけな
いでは無く、自分自身の成仏と一切衆生成仏の法を
一切衆生に伝えていかなければいけない使命と責任
の為であります。

「日有師化儀抄」

(12) 一、仏法退大する輩、子孫などを信者に成し度
く所望候、是れは用いられざることなり、志の通
ぜざる故なり云云。

略解

正宗の信心が自行化他の信心で、折伏を先とする
信心でありますから、とかく、自分について行け
ないから、信心を止めるが、正宗の教えは正しい

のだから、子供や孫は信者にしておきたいと、申し出ても、それは許されません。

なんとなれば、本人の信心が間違つてしまったのですから、子供や孫を信者としても、正しい信心の心が通つておりませんからであります。

(学林教科書30p)

信心の基本は個々人ですが、農耕を基礎とする民族の為、家族、一族の労働協力の繋がりは、一人では生きられない、生きる命綱でありました。そのことが信仰においてもプラス面とマイナス面どちらにも根強く作用しているのであります。

親が、日蓮大聖人の教えが正しいことは充分分かるけれども、これを貫いていく為には、随分何を信仰しても樂しければ良いんだという考えの世間と闘つていかなければならない。自分が人をまとめていかなければいけない立場、権力を求め人脈を作り立身出世を望めば望む程、信仰を貫くことが辛くなる。

だから、自分は退転するけれども、子孫には正しい信心を続けて欲しいと考へてもそれは許されないことだ、もしそのことを通そうとするならば、(18)の逆

の方法で親子の縁を切らなければいけないと示しているのではありません。農民でも土地から離れば無宿人、浪人と同じ時代ですから、今の時代よりも遙かに厳しい処断となります。

(17) 一、仏法同心の間に於て人の遺跡を相続する時は、別の筋目の仏法の血脈にも入るなり、同心なき方へは、たとい世事の遺跡を続ぐとも、我が方の血脈にはなすとも、同心せざる方の邪法の血脈には入るべからず云云、邪法の血脈に子供を入る時は、其の親の一分謗法になる姿なる故に親に中を違ふべし云云。

略解

同心とは同信者。遺跡とは遺産のこと。本宗の信者の所へ、子供を養子にやつて養家の家名や遺産を相続する時は、実家の傍系の法統に入ることになりますが、もし他系の家に養子に行つたならば、たとい、世間的な家名遺産を継いでも本宗の信心を継ぐ時は、その実の親も一分の謗法罪を犯すことになるから、本宗の信者で、今までその親と交際していた人は、与同罪を怖れるため、その親と

絶交すべきであります。(学林教科書33 p)

その家に養子に入るといふことは、財産・家業を繁栄させ、子孫を産み育てることはもちろんですが当然その家の祭司の中心である宗教を継ぐことが常識的な条件と考えられます。にもかかわらず、日蓮大聖人様の教えはその家の宗教を継いではいけません。それが出来ないならば親子の縁を切らなければいけませんと言ふのであります。無理難題な主張のように思いますが、そのようにならないように常に折伏の努力をして生きなければならぬ事を示されているのであります。

(18) 一、二親は法華宗なれども、子は法華宗に成るべからずと云う者あり、その時は子に中を違うなり、違わざる時は師範の方より其の親に中を違うなり云云。

略解

両親が本宗の信者でありながら、その子供で正法に背いて謗法になる者があれば、親はその子供を義絶すべきであります。また同信者も、その子供

と絶交すべきであります。もし、その親が子供を可愛さに義絶しなければ、その親の所属の寺の住職は、その親を離檀すべきであります。

(学林教科書34 p)

血の縁よりも法の縁の方が濃い。法を根本にしなければいけない。法を根本にして判断しなければいけないと誠められ、親が縁を切らなければ、住職が縁を切れとは、切ることが目的でなく、産まれて来た時から、そのようにならないように信仰を伝えていく努力を怠つてはいけない。年頃になり、理屈が分かるようになったらではなく、その年齢その年齢に応じた伝え方をしなければいけないと誠めているのであります。法燈相続は一日にてならずであります。

(28) 一、経を持つ人の事、今日持つて明日退するとも、無二の志にて持つ時は然る可し、何れの年、何れの月とも時節を定めて持つ事、爾るべからず云云。

略解

本宗の信心する人が、今日入信し、明日退転した

としても、その間、真に一心の信心であつたならば、その日の信心は結構であり、何かの理由で退転したのだから問題ではないが、しかし、始めから、何力年間とか、何力月とかと、あらかじめ年月を区切つて、信心するがときは、たとい、それが永くて、一代法華であつても、真の信心ということにならないからためであり、また真の利益も得られないのであります。(学林教科書41D)

私は、この教示こそ日蓮大聖人様の教えを端的に示す珠玉のエキスだと思ふ。世の中には末法の元品の無明を抱く荒凡夫だけしかいないのであります。凡夫で無い人はいないのであります。つまり日蓮大聖人様の教えは「凡夫至上主義」の上に立てられているのであります。森羅万象全ての生命に仏の生命が具わつていて、南無妙法蓮華經の信心修行によつて誰もが仏になる事が出来る。一切衆生成仏の法を示されているのであります。つまり、この世の中には、無謬な生き神も、生き仏もいないということなのであります。

大石寺は、この日蓮大聖人様の教えを自ら否定し、

いつの時代か、大石寺という組織の統制、運営、安定の為に便利に考え、迷い込んだ「貫首本仏論」こそが大石寺の伝統法門だと固執しているのであります。しかし、伝統の源の日蓮大聖人様の教えには、微塵もそのような、一人絶対者の生き仏を立てる法門は無いのであります。

この教示は、他の条目に、あれほど厳しく親族の縁を切る事を迫る「謗法嚴戒」を示しているにもかかわらず、コロコロと嘘と裏切りと浮気心が連なつていく凡夫の心を認め、心の中に裏切る二心があつたとしても、その瞬間の【信】の誓いが真ならば認め受け入れると言うのであります。逆に何ヶ月、何年、試みにやつてみようという信心では、死の瞬間まで続いたとしても、真の利益(成仏)は得られないと、示されているのであります。それは、逆ではないんですかと言いたくなるような落差なのであります。

創価学会が、取り敢えずの強引な折伏に際して、「騙されたと思つて、やつてみたら。」「三ヶ月やつてみて、変わらなかつたら止めれば良いんだから。」の常套句を使つていた。しかし、これは、この条目

を拝する時、完全な謗法だということが良く分かるのであります。

(44) 一、上代の法には師範より不審を蒙る族をば一度訪うべし、二度とは訪うべからずと、云う大法なり、其の故は与同罪の科大切なり、又堅く衆に同心に会せずしてこちらさん為めなり、亦衆に見こりさせん為めなり。

略解

本宗において、宗祖並びに二祖の時代の掟として、弟子が師匠から、信心や修行あるいは日常の所作の上に疑惑の点ありとして、謹慎を命ぜられていた時は、同輩は一度は、誠め且つ励ましのため訪問してよろしいが二度三度と訪問を重ねることはできないのであります。その故は、度重なって訪問すると、人情に陥ち入り、その人に組するようになって、結局は与同罪になるから、よく自分を慎まなければなりません。また、同輩と交らしめないのは、孤独にして置いて反省せしめるためであり、また同輩たちの見せしめにもなるためであります。(学林教科書55D)

迷いの凡夫の情執を中心にして仏法を判断してはいけない。どこまでも「依法不依人」に於いて成仏があると考えなければいけない。

(45) 一、師範の方より弟子を指南して住山させ、又我が身も住山仕らんと披露するより全く我身なれども、我と、はからひえぬ事なり。既に仏へ任せ申す上は、私に、はからひえぬ事なり、然るは行体にささるる時は我は用が有ると云い、又我はしえぬなんと云う人は謗法の人なり、謗は乖背の別名なりと、妙楽大師釈せられ候、即身成仏の宗旨を背く故に一切世間の仏の種を断つ人に候わずや。

略解

行体とは本山の諸番役のこと、すなわち御堂番、客殿番、宝蔵番、その他、本助番等であります。ささるとは、使われること。師匠の命令指図によつて、弟子を本山に在勤せしめた時、その弟子も本山に在勤しますと誓約を立てて、本山に在勤すれば、その時から、自分の身体であつても自分勝手に振る舞うことはできません。

ん。もうすでに、本山にいて大聖人に自の身体を任せているのでありますから、自分勝手な振舞はできないのであります。

しかるに、諸番役を当てられて使われる時に、今自分は用事がありますとか、あるいは、その役は自分にはできませんなどという人は、謗法の人であります。妙楽大師は、謗とは乖背（そむく）の意味であると解釈しております。即身成仏の宗旨である本宗の掟に背くのでありますから、その人は謗法の人で、一切世間の仏種を断ずる人になるのであります。（学林教科書56p）

日蓮正宗の師弟は根本に南無妙法蓮華経への【信】があり、師弟共に「依法不依人」でなければいけない。上下、主従、服従の師弟。師匠に黒を白と言われれば白との関係は師弟互いに法華経の行者として成仏を求める師弟では無い。

(52) 一、謗法の妻子眷属をば連連教化すべし、上代は三年を限つて教化して叶わざれば中を違ふべしと候うべしと候いけれども、末代なる故に人も機も

下機なれば五年十年も教化して、彼の謗法の刃を折伏して同ぜざる時は正法の信に失なし、折伏せざる時は同罪たる条分明なり云云。

略解

自分は正法を信心しても、妻子や一族が不信謗法であるならば、再々折伏教化すべきであります。宗、開、目の三祖時代は三年を限度として折伏教化して改めなければ義絶すべきであるとされまして。

けれども、今は年代も末となつて、人の機情も下がつて来ているから、五年乃至十年と気長がに教化して、謗法の刃を指摘し折伏して、しかも改めないからといつても決して自分の信心に過失とはなりません。ただし、もし折伏しなかつたならば、その謗法に与同罪であることは免れません。

（学林教科書60p）

(56) 一、親先祖、法華宗なる人の子孫は経を持たざれども、真俗血筋分かるに皆何れの代なりとも法華宗なるべし、根源となる躰の所、仏種を断つ時、自ら何れも孫ひこの末までも断仏種なり、但他宗

他門の真俗の人、法華宗の真俗の人に引摺せられ師範の所にて経を持つ人は、縦い引摺する真俗の人仏種を断つ故に不審を蒙るといへども引摺せらるる他宗他門の真俗の人は仏種断つ引摺せらるる人に同ぜずんば師範の不審を蒙るべからず云云。

略解

根源となる体の所とは、その家の根本すなわち主人のことをいうのであります。引摺せらるるとは折伏されて正宗に入信せしめられることであります。何代か先から、本宗の信者の家は、その子孫が怠慢で、題目の修行、折伏の修行を怠つており、しかも分家が沢山になつても、みんな本宗の信者であります。しかし、もし、一家の主人が仏種を断つ謗法者となつたならば、すなわち他宗に転じたならば、その家の系統の孫、曾孫の末までも謗法の者となります。ただし、他宗他門の謗法の僧、俗であっても、本宗の僧、俗に折伏されて入信して正宗寺院の住職に授戒せられたならば、正宗の信者であります、たとい、その後、折伏した僧、俗の人が信心が退転して謗法者になつて、寺院住職から、離壇せしめられ、あるいは信徒であるこ

とを停止されても曩(さき)に折伏されて入信した人は、謗法者となつた所の導いた人の謗法に同意しなければ、寺院住職は、今まで通り信者として取り扱い、決して咎だてはいたしません。

(学林教科書62p)

(57) 一、法華宗の大綱の義理を背く人をば謗法と申すなり、謗とは乖背の別名なるが故なり、門徒の僧俗の中に加様の人ある時は再三私にて教訓して用いずんば師範の方へ披露すべきなり、其の義無くんば与同罪遁れ難き故なり云云。

略解

法華宗(本宗)の大綱の義理を背くを謗法というたとつてこれこそ謗法の明確なる定義であります。本宗の大綱(宗綱)宗祖大聖人を末法の下種本仏と立て、壽量品文底本因下種の三大秘法顕現等、宗制に明示している)に違反し、信行の途の立たない人を謗法の人というのであります。謗とは前述の妙楽大師の釈に乖背(そむく)の別名とあります。もし本宗の僧俗の内で、このような人が有つたな

らば、お互いに再三諫言し忠告して、しかも改心しなければ、その人の師匠に申し出るべきであります。

もし、そのまま、謗法を知つていて、不問に附したならば、自分も与同罪となるのであります。

(学林教科書64p)

(84) 一、門徒の僧俗の謗罪を見隠し、聞き隠すべから

ず、与同罪遁れ難き故なり内々教訓して用いずんば師範に披露なすべきなり云云。

略解

本条は第五十七条と全く同義である。宗内の僧や信徒の内で同輩の謗法を見ながら、これを隠したり、また人から聞いても、これを隠しておくことは与同罪となるのであります。そういう場合は本人に内々誠告し、もし聞き入れなければ本人の師匠に申し告げるべきであります。

(学林教科書84p)

「見て置いて責めずんば師檀共に無間地獄」であります。師匠自身が、御授戒を受けているならとい

うだけで、信仰していると判断する事は、当然この条に抵触するばかりの与同罪以上の重い罪になると判断されます。

(88) 一、縦い昨日まで法華宗の家なりとも孝子施主が無くんば仏事を受くべからず、但取骨までは訪らうべし云云。

略解

孝子とは法統相続する子供をいう。取骨とは、火葬して骨上げのこと。本宗の信徒が死亡して、その跡継ぎ、法統を相続する子供がなく、後の人が謗法なれば、葬儀をなし骨上げまでは本宗としてその後は法要の依頼に応じてはいけません。後の人に謗法の執情があるから。(学林教科書86p)

昨日までとは、亡くなった人だけが信心していたということでありませぬ。何の恩情も掛けずに、縁を切れと示されているのであります。当然、故人は生前家族に対して折伏しているはずであるとの判断の上で示されているのであります。

私は、骨上げ迄という短い時間では、今後の信仰

をどうしていくのかを決定させるのは酷な状態ではないかと思えます。故人が子供たちに信仰をどのように伝えていたのか、昔の時代と違い、子供たちが地元で固まって生活している状況ばかりでなく、拡散して生活している場合は親族会議を開かなければ

いけないでしょうし、骨上げまでですと断言すれば、親が、あれだけ一所懸命やっていた信心なのに、後は知らない、勝手にしろと捨て去るような信心なのかと誤解する可能性もあります。信仰者が生前、日蓮大聖人様の信心は信心の無い者の供養は受けられないのだ、信仰しなければ、私の供養も出来ないのだと親族に伝えていない方々も実際にいるのであります。ですから私は、この誠めを破つて、四十九日の法要と御墓への納骨までに、遺つた親族の方々へ、信仰を引き継いでやっていくのか、止めるのかを決めて下さい。日蓮大聖人様の信仰がどういう内容なのか、どんな質問にも応じますからと伝え、初七日・二七日……の法要後の説法で、信仰の基本的な事、法の概略的な事をお話しします。そして、後々の法の為に保険のように、やる振りをする世間のような信仰なら、しない方が良いです。と伝えていきます。

しかし、ここで、取り敢えず子供の時に御授戒を受けていればとか、断れば他宗へ行ってしまうと「謗法厳戒」の【信】を確認しない道に迷い込む事が平気で行われているのであります。

ここまで、念を押すように、駄目を押すように日蓮正宗の基本をなす【信】を説明してきました。どこにも、「御授戒さえ受けていれば」の類は無く、遙かに厳しく、眼に見る事の出来ない心の中にまで立ち入って、【信】を絶対条件として求めているのであります。

御授戒の有無を信仰の有無の一番の条件にするという、日蓮大聖人の法から外れる事を常識のように長年やっていけば、信仰の中味は骨粗鬆症のようにスカスカの状態になり、そうなれば仏法の屋台骨は崩れ、当然日蓮大聖人の法では無くなってしまふのでありますから、法を守ることも流布することも出来なくなるのであります。

御寺に賽銭箱を置かなくても置いていけると同じになつてしまうのであります。【強固な決定の信心】と言うけれども、床の間の置物の様に百年変わら

同じ形をしている信念など無いのであります。人間の心は本然として元品の無明を持ち、其の心は、瞬間瞬間、一念一念、コロコロと千変万化するものであります。こんな荒凡夫の生命を認め肯定し、こんな凡夫にも仏の生命が具わり、成仏出来る法を示されたのが日蓮大聖人であります。

この日蓮大聖人の法を的確に表現しているのが化儀抄の(28)の文だと思えます。末法の、自分で御することの出来ない元品の無明を抱く荒凡夫の本性を明らかに示し、認め、裏切りがあるやもしれない。

「命懸けで信じます。」と言っている腹の底に二心があったり、舌の根が乾かぬ内に退転したりであつても、裏切られても、裏切られても、裏切られても、その瞬間の【信】の真心を認め、受け入れ、そんな危うい生命とでも、境智冥合とする。これが日蓮大聖人の教えなのであります。

ならば、現代の社会風潮である、日本風に取り敢えず坊さんが御経をあげてくれて、戒名を付けてくれれば良い。背広を着た創価学会の幹部が来て、友人葬では困る、世間体が悪い。

実際、私の所にも、「友人葬でやったので、戒名

がないと格好が付かないので戒名だけ付けてくれな
いか。」と言つて来た人がいた。私は、まずあなた
が【信】を持たなければ、世間体中心の【取り敢え
ず】に付き合うことは出来ないと言断りした。

- 一、御本尊をお受けし、安置し。
- 二、御経と御題目を唱え。
- 三、日蓮大聖人の教えだけを信じ。
- 四、他の宗教をしない。

この事を本人に確認する事が、幼い時、親の意志
に同行した、自分の【信】でない御授戒を受けたこ
とを、坊さんも、これを隠れ蓑や免罪符のようにし
て、御供養を受ける事の正当化に用いてはならない
のであります。

御授戒を受けていても、まったく信仰心が無く、
不信と謗法を平気で言動に示している事が分かつて
いて、確認も、問い質しもしないで、保身の為、知
らなかつたの弁解作りで見逃していれば、坊さん自
体が謗法と同罪では無く、謗法そのものなのであり
ます。

御授戒を受けているかいないかの確認でなく、今、信じているか信じていないかを確認する事が坊さんの責任と使命なのであります。

それを言っちゃあお終いだと思う人がいるかもしれないが、お終いで結構。

ハッキリと日蓮大聖人の教えとはこういうものなんだと伝えて縁を切る事が妙法の縁、妙法の種蒔きになるのであります。

先師の【謗法嚴戒】を説法で訴え、自分もそうであるかのように、いきり立ち自慢するかのようにつき、メシの種にし、現実には抜け道だらけの信心では成仏出来ないであります。

創価学会が折伏大行進と言っていた時代を知っている僧侶であるならば、創価学会は、【信】が無くても、やらなければ損をするぞ、今入っておかなければ後悔するぞと、ムチと飴を使って、御授戒を受けさせ、病気が治る、お金が儲かる、御本尊を持つていけば良い事があると言つて、結果として、沢山の信仰アレルギーの人々と御本尊を焼いたり、捨てたり、御寺に返却したりの現実を徒花として露呈したのであります。信仰の目的が成仏である事も、御

授戒文の意味する事が何かも、まったく伝えなかつた。【信】どころか、逃げようとする人を押さえて御授戒をさせたのであります。それに荷担した坊さんが、何を以て【信】と言うのでしょうか。

信仰とは、まず日蓮大聖人様の主張する法が何かを示し、信ずる事の大切さを教え、本人に信ずる心が芽生えてから、御本尊を安置する場所も仏壇（たとえ貧しく、リング箱に紙を貼ったものであったとしても）を事前に用意して、仏具を揃え、御経本、数珠を自分で求め、勤行が出来るように努力し、事前に謗法払いをして、それから御授戒を受ける。それが当然の順序なのであります。相手が誰かも知らないのに、今、結婚しといたほうが幸せになれる。

結婚して帰ってから、掃除をして、住む所を考え探し、生活用具を揃え……の順序であれば、何の為に結婚するのか分からないのであります。

かつての、入信・御授戒は、この結婚の譬えよりもひどいものであります。それを坊さんは目の当たりにして、本山がやれと言っている事で、異議を唱えれば睨まれるだけと、何の行動も起こさず、見過ごして、使い捨てのように扱われる返却御

本尊が、溜まれば段ボールに詰めて大石寺へ送る行為だけを機械的にしてきたのであります。大石寺は一般のゴミと一緒に焼却するのは流石に気が引けたのか、返却本尊専用の焼却炉を設置し在勤者の所化に作業させていたのであります。実行した創価学会よりも、その事に異議を唱えなかつた坊さんの罪は十回二十回と地獄に堕ちても罪障消滅出来るものではないと自分も含め反省し、二度と、取り敢えず受けとけば良い、心変わりしない内に受けておけば良いという【信】の無い御授戒・御本尊下付は未来どのような時代が来ても、この悪夢のような現実を絶対に繰り返してはいけないのであります。

私は、二度とこういう時代が有つてはならないと考へ、信者さんの大半は創価学会時代の「取り敢えず御授戒思想・取り敢えず御本尊を受けさせる思想」が正しいと教え込まれた人達ですが、大人の人であれば、三ヶ月、六ヶ月と毎月の参詣を真面目にされ、御経本を見て勤行と一緒に出来るようにし、これから信仰する日蓮大聖人様の教えの基本をその都度伝え、疑問に応え、その上で入信させて下さいと求め

られる人だけに御授戒をするように指導して来ました。家に仏壇が用意されていない人に、御本尊下付は当然しません。

まどろっこしいと思われる人もいると思いますが、当然、信心のない人を信者とは言えないのであります。

日蓮正宗が、真の【信の宗旨】に蘇生するには、日蓮正宗では、子供の時、親の意志で御授戒を受けた者は、大人になって信心をする心が無く、謗法の心を持つていても、信心を貫いて亡くなった親の葬儀や、法事の願主になれ、僧侶は、その者の御供養を受ける事が出来るという手前勝手な謗法の考え方を、僧俗全員が改めていかない限り、真の蘇生は無いのであります。